

PMDAによると現時点では、請求が109件あり、救済決定18件、不支給決定9件と聞いており、3、4年前から止まっていた審査が今動き出したばかりのところでは。

しかし、定期接種の方々には予防接種法により、現在行われている横浜市での医療費支援請求手続きとほとんど変わらない請求申請方法が取られ、申請書類や被害状況の確認後、県を通し厚生労働省に進達行い、厚生労働省の審査会において支給、不支給の決定がされ、その後自治体に報告、自治体が費用の負担をし、支払い、国に対して国の負担分請求をすることとなっています。

よって、任意接種と定期接種とで差が出ないようにするために、国の支援策はこれから本格的な検討を始めることとなり、実際に支援に至るまでに要する年月はまだ確定せず、支援に大幅なタイムラグが生じる可能性があります。

2. 任意接種者と定期接種者の救済手続きや審査が一元化できるよう、国に対し横浜市の提案。

横浜市の支援では定期接種者と任意接種者を分けず、症状の有無によって支援の決定をしていただきました。しかし、現時点での国の救済方法には任意接種者と定期接種者では申請方法や審査手順に差があり、被害者は同等の救済を受けることが困難となってしまいました。申請方法についても機構法に則った手続きが必要とされ、横浜市への申請手続きとは異なります。現在PMDAでは通院の場合入院相当でなければ認められず、また通院受診ごとに医師の診療証明書が必要となります。また入院についてもPMDA所定の医療費・医療手当請求書（請求者記入）、医療費・医療手当診断書（入院施設ごとでの医師の診断情報等記入）、そのほかにも投薬証明書（ワクチン接種による）、受診証明書（入院施設による）などが必要とされ、多くの病院や様々な科を受診している被害者やその家族にとって、この手続きはかなりの経費と負担が強いられることとなります。

同じように自治体で公費助成されていた、任意接種者と定期接種者全ての子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に苦しんでいる方に差がないように、救済手続きと審査の一元化を要望いたします。

横浜市は市議会における全会一致の意見書提出及び、行政による先駆的な取り組みにより、全国自治体や被害者とその家族、メディアや多くの方々の注目が集まる自治体となっています。ぜひそのことも考慮いただき、林市長及び健康福祉局鯉淵局長のリーダーシップのもと、国におけるワクチン行政の在り方に大きな影響を与える自治体としての役割を發揮していただきたいと思っております。

ぜひ、任意接種と定期接種の区別なく、すべての子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に苦しんでいる被害者の救済に、国との連携を取り差のない継続した施策の実施を要望いたします。